令和８年度庄内町障害者就労施設等からの物品及び役務等調達方針

（趣旨）

第１条　この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第９条第１項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務等の調達の推進を図るため、基本的な方針を定める。

（適用範囲）

第２条　この方針の適用範囲は、本町の全ての組織が発注する物品および役務等の調達とする。

（対象となる障害者就労施設等）

第３条　この方針の対象となる障害者就労施設等は、山形県庄内総合支庁管内に住所を有し、法第２条に規定する次の者及び町が適当と認める障害福祉サービス事業を行う施設とする。

(1)　就労移行支援事業所
(2)　就労継続支援事業所（Ａ型、Ｂ型）
(3)　生活介護事業所
(4)　障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うもの）
(5)　地域活動支援センター
(6)　小規模作業所
(7)　障害者雇用促進法における特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所
(8)　在宅就業障害者
(9)　在宅就業支援団体
(10)　町が適当と認める障害福祉サービス事業を行う施設

（調達対象物品等）

第４条　本町が障害者就労施設等から調達する物品及び役務等は、次表に掲げるものを参考とする。

区分	内容
物品	事務用品、手工芸品、飲食料品、小物雑貨、薪、印刷物　等
役務等	清掃・施設管理、その他の軽作業　等

（調達目標）

第５条　令和８年度の調達目標額は、前年度の調達実績を上回る額とする。

（推進方法）

第６条　保健福祉課は、障害者就労施設等が提供可能な物品及び役務等に関する情報を全庁に周知し、調達の推進を図る。

２　各課等は、障害者就労施設等からの調達を推進するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び庄内町契約に関する規則（平成17年規則第46号）の規定に基づく随意契約を活用する。

３　各課等は、障害者就労施設等への発注に当たっては、当該施設等の物品及び役務等の提供能力に合わせ、納期、発注量等の仕様について、適切に配慮するよう努める。

（公表等）

第 7 条　保健福祉課は、毎年度、調達実績を町ホームページで公開するとともに、調達実績等を勘案し、必要に応じて調達方針の見直しを行うものとする。

（その他）

第 8 条　町は、第 6 条の規定による障害者就労施設等からの調達の推進に加え、町の庁舎内での展示・販売、イベント等における販売スペースの確保等、障害者就労施設等の物品の販売機会の確保に努める。

2　町が事務局を務める各種団体についても、法の趣旨を踏まえ、障害者就労施設等からの調達の推進に努める。